

団体名	(財)浜田市都市環境整備公社	所管課	建設企画課
-----	----------------	-----	-------

## 1 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 補助金額 直接的な運営補助はない。
- (2) 出資金 2,000 千円（出資比率 100%） 定期預金で管理されている。

## 2 団体に対する監査の状況及び団体に対する意見等

### (1) 経営成績及び財政状態について

平成 19 年度、20 年度、21 年度の経営成績については以下の収支計算書のとおりである。毎年度管理料、永代使用料を積立金に繰り入れており、平成 21 年度末の正味財産の額は 101,608,705 円となっている。

平成 21 年度末の負債は預り金 450 円のみである。

### 収支計算書

(単位：円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事業収入	6,400,000	5,750,000	6,965,000
事業外収入	2,397,925	2,877,516	3,339,533
当期収入合計	8,797,925	8,627,516	10,304,533
販売費及び一般管理費	2,098,193	2,595,784	3,097,783
積立金	6,654,732	6,031,732	7,171,750
還付金	45,000	0	35,000
当期支出合計	8,797,925	8,627,516	10,304,533
当期収支差額	0	0	0

### (2) 会計処理等について

公益法人会計基準に則った会計処理が行われているか審査した。

墓地及び関連施設（水汲み場、駐車場等）の資産計上、未収金の計上、管理料の収益計上等について、一部適正を欠く処理が見られた。平成 22 年度決算において是正されたい。

#### ア 資産の管理について

墓籍簿、管理料収入簿等、帳簿の整理、管理は、パソコン上の管理台帳とペーパーによる個人ごとの台帳とで債権も含め管理している。

#### イ 墓地及び関連施設の資産計上について

貸借対照表上に、保有する墓地及び関連施設約 270,000 千円が資産計上されていない。墓地については「固定資産」の「その他固定資産」「土地」に計上する必要がある。

また、水汲み場、駐車場の舗装部分及び今年度建立した供養塔については「構築物」として計上されるものであるので、減価償却処理も含め、適切に処理し、決算書を作成されたい。

#### ウ 未収金の計上について

管理料について、実際は平成 21 年度末で 245 千円（竹迫墓地 4 人、笠柄墓地 2 人）の収入未済が発生しているが、未収金計上しておらず適切でない。発生主義による収益計上がなされておらず、現金主義による計上となっている。

市へ債権として引き継ぐためにも、資産計上が必要である。

#### エ 管理料の前受け処理について

5 年分を一括収益として計上しているが、当年度の収益として計上するのは当該年度分のみである。残り 4 年分は本来前受金として負債計上するのが適当である。

#### オ 管理料の還付について

管理料について、平成 19 年度に 45 千円、平成 21 年度に 35 千円を還付しているが、管理料の還付についての規定がない。永代使用料に関する規定を拡大解釈しているが、特に金銭に関わる事項であるため、規定を制定し、明確化すべきである。

#### カ その他

貸借対照表上、基本財産である市からの出資金 200 万円が流動資産の定期預金として計上されているが、固定資産の部に基本財産として計上する必要がある。（流動資産の定期預金から固定資産に振替が必要。）

基本財産については、平成 21 年度決算時において単独で定期預金（平成 21 年 10 月 20 日～平成 22 年 4 月 20 日、6 か月）として管理されていることを確認した。

なお、監査実施時には平成 22 年 10 月 20 日～平成 23 年 3 月 31 日までの期間で定期預金として管理されている。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成 8 年 12 月 19 日）によれば、財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産である。

基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要がある。換金の容易な財産（普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産）で管理運用することは、原則として適切でない、とされている。

### (3) 公益法人制度改革に対する取り組みについて

平成 20 年度に新たな公益法人制度がスタートし、民法第 34 条を根拠に設置されてきた既存の社会法人、財団法人は、特例民法法人という位置付けのもと、平成 25 年 11 月 30 日までに所定の手続きを経て公益社団・財団法人か一般社団・財団法人のいずれかを選択して移行するか、自主的な合併か解散をしなければならないこととされた。

同公社については平成 23 年度に全業務を市の「くらしと環境課」に移管し、解散予定である。自主解散できないため、寄附行為に存続期間を明記することにより、期間満了で自動的に解散となるようにしている。

平成 23 年 4 月に解散し、清算法人として手続きを行う。

## 3 所管課に関する意見等

### (1) 市の財政負担について

2,000 千円の出資を行っているが、その他の財政的な負担はない。

### (2) 経営状況等の指導監督について

公社理事である部長とともに、課長も公社の理事会に出席している。担当者も公社から事業計画、事業報告を受け、確認を行っている。四半期ごとの損益についても報告を受けており、所管課として経営状況の把握に努めている。

また、県の監査、説明会等にも同席し、公社経営に当たっての問題点の共有に努めている。

同公社は平成 23 年度に市の「くらしと環境課」に業務を移管し、同年 4 月に解散する予定であるが、今回の指摘を踏まえスムーズな業務移管と法人の清算が行われるよう、指導監督されたい。

## 4 現地調査の状況（実地調査：平成 22 年 10 月 22 日実施）

### (1) 笠柄墓地、同駐車場（資産計上なし）



(2) 笠柄墓地の水汲み場（資産計上なし）



(3) 竹迫墓地供養塔（平成 22 年度建立、資産計上が必要）

